

宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成27年11月24日

宮城県監査委員職務執行者	安	部	孝
宮城県監査委員職務執行者	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	工	藤	鏡子
宮城県監査委員	成	田	由加里

記

1 監査委員の報告日

平成27年8月28日

2 通知のあった日

平成27年10月28日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 東部児童相談所

イ 監査委員の報告の内容

過誤払返納金（里親委託費）及び児童保護費（児童養護施設入所負担金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○過誤払返納金（里親委託費）

・ H26年度収入未済額

現年度分 1,300,994円

過年度分 0円

合 計 1,300,994円

○児童保護費（児童養護施設入所負担金）

・ H26年度収入未済額

現年度分 793,490円

過年度分 5,105,240円

合 計 5,898,730円

・ H25年度収入未済額

現年度分 822,050円

過年度分 5,406,330円

合 計 6,228,380円

ロ 措置の内容

(イ) 過誤払返納金

里親委託費については、児童への影響等に配慮し督促を見合わせていたが、10月中に督促方法を改めて検討の上、債務者に面会等を行い未納の解消に努める。

なお、これまでの主な取組等は次のとおり。

～7月 債務者が接触した者や市役所から情報収集。

～9月 督促状の発行が可能である旨関係課に確認。

・平成26年度収入未済額の処理状況

○過誤払返納金（里親委託費）

・H26年度収入未済額	1,300,994円
収入済額	0円
不納欠損額	0円
平成27年8月末現在収入未済額	1,300,994円

(ロ) 児童保護費

児童養護施設入所負担金については、家庭訪問や電話等により適宜接触を継続している。また、現在作成している収入未済管理簿により10月中に所内で対策を検討の上、11月は集中的に督促を強化することとしており、一層の未納の解消に努めている。

なお、定期的な納入があるもの、負担金発生が26年度のもの、納入失念によるものについては、8月末までに一部納入に至っている。

・平成26年度収入未済額の処理状況

○児童保護費（児童養護施設入所負担金）

・H26年度収入未済額	5,898,730円
収入済額	53,800円
不納欠損額	0円
平成27年8月末現在収入未済額	5,844,930円

(2) 第二工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 144,000円

ロ 措置の内容

会計事務チェック表を事務室内黒板に貼り出し、支出の都度日付を記入する方法に変更して、以前にも増してより目に見えるように改善した。